

(宛先) 生駒市長

施設等利用費請求書(償還払い用)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【令和8年10月～ 令和8年12月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 請求者と認定子どもが、生駒市内に居住していることを生駒市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを生駒市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を生駒市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を生駒市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	イコマ ミサキ	認定 子ども との 続柄	母	生年月日	平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
氏 名	生駒 美咲			現住所	生駒市東新町8-38 電話: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
認定通知書に記載の保護者をご記入ください					

2. 認定子ども(認定子どもごとにご請求ください)

認定番号は、認定通知書でご確認ください。

法第30条の4の認定種別	☒ 第2号 ☐ 第3号	認定番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
生年月日	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	フリガナ	イコマ ミライ
請求期間内の住所		氏 名	生駒 未来
☒ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入			年 月 日

3. 償還払いの振込先をご記入ください(※1)

金融機関名	預金種目	☒ 普通 ☐ 当座
のぞみ 銀行・信用金庫 生駒 支店	口座番号	3 4 5 6 7 8 9
農協・信用組合	口座名義(カタカナ)	イコマ ミサキ

※1 振込先口座は認定保護者(請求者)名義の口座をご指定ください。

初回請求時または振込先口座を変更する場合は、振込先口座の確認書類(通帳・キャッシュカードの写し等)の添付が必要です。

インターネットバンキングの口座情報の印刷物も
振込先口座の確認書類に含まれます。

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入(複数記入可)

①	フリガナ	△△△△△△△△	所在地	〒
	施設・事業名	〇〇〇〇園	※生駒市内は記入不要	電話:
契約している利用料※2		☒ 月額 〇〇〇〇 円 ☐ 日額	円 ☐ 時間額 円	
②	フリガナ	□□□□□□□□	所在地	〒 234-5678
	施設・事業名	〇〇〇〇病児保育	※生駒市内は記入不要	〇〇市〇〇〇〇町〇〇-〇〇 電話: 0000-00-0000
契約している利用料※2		☐ 月額 円 ☒ 日額 〇〇〇〇 円 ☐ 時間額 円		

<裏面もご記入ください>

③	フリガナ		所在地 〒 ※生駒市内は記入不要 電話：	
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額		円 □ 日額
④	フリガナ		所在地 〒 ※生駒市内は記入不要 電話：	
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額		円 □ 日額
⑤	フリガナ		所在地 〒 ※生駒市内は記入不要 電話：	
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額		円 □ 日額

※①～⑤に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等にご記載ください。

※2 該当箇所にレを記入し金額をご記入ください。利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分をご記入ください。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料（保育料） （a）※3 ※4	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 （b）※3	支払額合計 （c = a + b）	月額上限額 （d）	請求額 （c と d を比較して小さい方）
令和 8 年 10 月	35,000 円	円	35,000 円	40,300 円	35,000 円
令和 8 年 11 月	35,000 円	4,000 円	39,000 円	40,300 円	39,000 円
令和 8 年 12 月	35,000 円	8,000 円	43,000 円	40,300 円	40,300 円

※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」の添付が必要です。
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付が必要です。

※4 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分をご算定ください。（10円未満の端数がある場合は切り捨て）

※5 月額上限額について

- ・令和8年9月までの利用分は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
- ・令和8年10月以降の利用分は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額40,300円、第3号認定の場合は45,700円です。

月途中で認定期間が終了または開始する場合や、市町村間で転出入する場合の月額限度額は次の通りです。

- ・月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額
上記の月額上限額 × 転出日までの日数 ÷ その月の日数

- ・月途中で認定期間が開始する場合、または別の市町村から転入した場合の限度額
上記の月額上限額 × 生駒市での認定日からの日数 ÷ その月の日数

訂正するときは、修正テープを使わず、
二重線を引いて署名か押印をお願いします。
記入漏れがないよう、提出前にご確認ください。

